

「東京湾再生推進会議」の設置について

平成14年2月5日
都市再生本部事務局

1. 設置の経緯及び目的

第五回都市再生本部会合（平成13年12月4日）において、都市再生プロジェクト（第三次決定）として『大都市圏における都市環境インフラの再生』が決定され、その中で、大都市圏の「海の再生」を図ることとされた。（別添の決定文を参照）。

この決定を受け、東京湾の再生を図るため、その水質改善のための行動計画を効率的に策定し、その効果的な推進を図ることを目的として、関係行政機関からなる東京湾再生推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、もって推進体制を確立することとした。

2. 検討内容

推進会議は、都市再生プロジェクトである「海の再生」を図るため、東京湾の海域環境の現状を把握した上で、汚染メカニズムの解明、下水道の整備・機能改善等による汚濁負荷削減対策、干潟・浅場等の保全・再生及び汚泥の除去等による海域浄化対策等により、特に東京湾奥部に重点を置いて、その水質改善のための行動計画を策定する。更に、必要に応じ行動計画のフォローアップを行う。

3. 推進会議の構成等

○推進会議は、具体的な施策を主に担当する以下の関係省庁及び地方自治体の局・部長クラス等により構成する。

（国）農林水産省、国土交通省、環境省、都市再生本部事務局

（自治体）埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市

○推進会議の下に幹事会等を設け専門的検討を行う。

○推進会議の事務局を国土交通省に置く。（設置要綱の了承後は、会議の庶務を国土交通省において処理。必要に応じ都市再生本部事務局と連携する。）

○なお、推進会議は、都市再生プロジェクトの推進を図るものであることから、国と七都県市の連携の場である首都圏再生会議のもとに位置付ける。

4. スケジュール

平成14年2月上旬

推進会議立ち上げ（第1回推進会議開催）

必要に応じ幹事会等開催

6月中目途

行動計画の中間とりまとめ

年内（出来る限り早く）

行動計画の策定（最終とりまとめ）

（以後

フォローアップを実施）

都市再生プロジェクト（第三次決定）

（平成13年12月4日）
都市再生本部決定

Ⅲ．大都市圏における都市環境インフラの再生

豊かでうるおいのある質の高い都市生活を実現するため、大都市圏の既成市街地において、自然環境を保全・創出・再生することにより水と緑のネットワークを構築し、生態系の回復、ヒートアイランド現象の緩和、自然とのふれあいの場の拡大等を図る。

1．まとまりのある自然環境の保全

大都市に残された貴重な財産であるまとまりのある自然について、その保全を図る。このため、大都市に残る保全すべき自然環境を総点検した上で、それらの保全に必要な施策の強化等を図る。

2．緑の創出

高度経済成長の過程において大幅に消失した大都市における緑について、長期的な視点に立ち、以下をはじめとする多様な施策の展開を通じてその創出を図る。

（1）臨海部における緑の拠点の形成

大都市の臨海部において戦略的に緑の拠点の創出を図る。この先導的事例として、以下の取り組みについて地方公共団体と関係者が連携して、計画の作成等その具体化を図る。

○東京港中央防波堤内側において大規模な森を整備する。

○大阪湾堺臨海部の公有地を森として整備するとともに、隣接する低未利用の企業保有地を長期にわたり暫定利用することにより緑地の拡大を図る。

○大阪湾尼崎臨海部の公有地において先行的に森の整備を進めるとともに、これを核として民間の主体的な取り組みを誘導し、長期的な観点から緑を基調としたまちづくりを進める。

(2) 市街地における緑の領域の拡大

沿道の緑化、公園の整備、屋上緑化等の推進により、市街地における緑の領域の着実な拡大を図る。

3. 水循環系の再生

地表の被覆等の都市化に起因してその健全性が大きく損なわれている都市の水循環系について、河川や海の再生、市街地の雨水貯留・浸透機能の回復等、各領域の施策を総合的に推進することによりその再生を図る。

(1) 河川の再生

大都市における水循環系の主軸である主要な河川について、河岸の再自然化、河畔林の整備、水質の改善等により、その環境の再生を重点的に推進する。

このモデルとして、東京都心部の主要な河川のうち、神田川及び日本橋川について、環七地下河川の整備を踏まえた再生構想の策定に着手するとともに、渋谷川・古川の再生に着手する。

また、「水都大阪」を再生するため、都心部の河川について沿川のまちづくりと一体となった再生構想を策定するとともに、このうち先行的に道頓堀川の環境整備を推進する。

(2) 海の再生

水質汚濁が慢性化している大都市圏の「海」の再生を図る。先行的に東京湾奥部について、地方公共団体を含む関係者が連携して、その水質を改善するための行動計画を策定する。

(3) 水循環系再生構想の策定

大都市における水循環系の中で最も密接不可分の関係にある河川及び下水道を中心として、モデル流域を選定し、排水系統の再編や水質の改善等に着眼した長期的な観点からの水循環系再生構想の策定に着手する。

4. 推進方策

以上の施策の展開に際しては、行政機関のみならず、NPO、市民ボランティア等の多様な主体の参加・連携の下にこれを推進する。

都市再生本部の活動

○平成13年5月8日発足
(閣議決定)

○本部構成員

本部長 内閣総理大臣
副本部長 官房長官、国土交通大臣
本部長 関係省庁等大臣
(* 法務大臣、外務大臣、防衛庁長官以外)

小泉総理
所信表明

(平成13年5月7日)

緊急経済対策

(平成13年4月6日)

都市再生
推進懇談会

(平成12年11月30日)

日本経済再生
への戦略

(経済戦略会議答申)
(平成11年2月26日)

第1回会合(5月18日)

- ・「都市再生に取り組む基本的考え方」の表明
- ・関係省庁へ積極的取り組みについて指示

関係者からヒアリング

都市再生に対する基本的考え方

- ・都市再生は構造改革の一環(民間の力を都市に振り向けることが決め手)
- ・このための条件整備として、必要な都市基盤を重点的に整備、様々な制度を聖域無く総点検、改革
- ・プロジェクトの視点(「21世紀の新しい都市創造」「20世紀の負の遺産の解消」)

第2回会合(6月14日)

- ・「都市再生プロジェクトに関する基本的考え方」の決定
- ・「都市再生プロジェクト」(第1次決定)

関係者からヒアリング

都市再生プロジェクト選定方針

- ① 内閣の統一方針に基づき関係省庁が総力で取り組むもの
- ② 民間投資への誘発効果、土地の流動化に資するもの

(参考)プロジェクト選定の対象となりうるテーマ(例)
活力ある都市活動、国際競争力のある世界都市等、6テーマを例示

地方都市に共通する課題への取り組み

都市再生として対応すべき重点分野

- ・地方都市再生の重点分野
- ・都市生活の質を高めるための環境整備

民間都市開発投資促進のための緊急措置

- ・民間都市開発投資の前倒し・拡大を図るための緊急措置
- ・民間都市開発プロジェクトの立ち上げりを支援

第3回会合(8月28日)

- ・「民間都市開発投資促進のための緊急措置」
- ・「都市再生プロジェクト」(第2次決定)
- ・「都市再生として対応すべき重点分野」

関係者からヒアリング

都市再生プロジェクト(第1次決定)

1. 東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備
2. 大都市圏におけるゴミゼロ型都市への再構築
3. 中央官庁施設のPFIによる整備

都市再生プロジェクト(第2次決定)

1. 大都市圏における国際交流・物流機能の強化
2. 大都市圏における環状道路体系の整備
3. 大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成
4. 都市部における保育所待機児童の解消
5. PFI手法の一層の展開

「民間都市開発投資促進のための緊急措置」の進捗状況(報告)

- ・各プロジェクト(民間経済団体等から提出)の促進方策を検討中(検討対象286プロジェクト)

第4回会合(9月20日)

- ・構造改革特別要求等について

第5回会合(12月4日)

- ・「民間都市開発投資促進のための緊急措置」の進捗状況(報告)
- ・「都市再生のために緊急に取り組むべき制度改革の方向」
- ・「都市再生プロジェクト」(第3次決定)

関係者からヒアリング

都市再生プロジェクト(第3次決定)

1. 密集市街地の緊急整備
2. 都市における既存ストックの活用
3. 大都市圏における都市環境インフラの再生

都市再生のために緊急に取り組むべき制度改革の方向

- ・民間事業者の力の発揮による都市再生の推進(主として地方公共団体の「運用」改善法改正の実施、制度の見直し)
- ・地域住民の主体的なまちづくりの取り組みの推進(制度的な改善措置の検討、立法措置の検討)

都市再生本部

必要な資金の確保

実施主体

プロジェクト決定

立ち上げ・推進

首都圏再生会議

(東京圏における国と七都県市で構成する常設の協議機関)

都市再生プロジェクトを推進する等首都圏の再生を進めるにあたり必要となる課題を解決するための常設の協議機関として、9月5日に「首都圏再生会議」を設置した。

この会議は、都市再生本部本部長、同副本部長（国土交通大臣）、関係大臣、七都県市の知事・市長からなる「首脳会議」と、総合的調整を図る「調整会議」や各テーマごとに設けられる「協議会」からなる。

構成

